

杉並区まちづくり助成要領（令和8年度版）

令和8年3月12日 7杉並第66731号

まちづくり助成事業は、杉並区まちづくり条例に規定するまちづくりへの支援のひとつです。

杉並区まちづくり基本方針にのっとり、まちづくりの気運を醸成し、地域の活性化と住環境の向上を図ることを目的としています。新しくまちづくりの取組を始める団体を対象にした【びぎなーコース】、区に登録をしたまちづくり団体を対象にした【すてっぷコース】の助成があります。

助成対象の活動	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに 杉並区内で行う 区民主体の自主的な活動で、 <u>地域に開かれ、現在または将来にわたって住みよい住環境づくりに貢献するまちづくり活動</u>	
	【びぎなーコース】	【すてっぷコース】
対象	規約・会則等を定めて杉並区内で活動する5人以上のグループ・団体	区に登録した「まちづくり団体」 ※まちづくり団体の要件 ①活動区域内の居住者、事業者、地権者等が5名以上いること ②規約・会則等に役員・会計が定められていること ③会員以外にも活動に参加する機会が保障されていること
助成金額	3万円以内	7万円以内
募集数	4団体	4団体
助成対象の費用	1 学習活動費：講師に対する謝礼、資料の作成、会場使用料など 2 広報活動費：パンフレットやニュースの発行など 3 事務運営費・事業実施費：団体運営や事業に必要な消耗品や書籍の購入など（経常経費を除く）	
募集期間	令和8年4月1日（水）～5月29日（金） 申請書類は、区公式HP（ダウンロード可）及び杉並区都市整備部管理課庶務係で配布 応募は、杉並区都市整備部管理課庶務係（区役所西棟5階）へ持参	
審査	書類審査 まちづくりセミナーへの参加【必須】 日時：令和8年6月14日（日） 会場：杉並区役所（阿佐谷南1丁目15番1号） 10時00分から11時00分（予定） 専門アドバイザーによるセミナー及び活動内容へのアドバイス	書類審査及び公開審査 公開審査会への参加【必須】 日時：令和8年6月14日（日） 会場：杉並区役所（阿佐谷南1丁目15番1号） 11時00分から12時15分（予定） 活動内容の発表（プレゼンテーション）、審査委員による審査及び専門アドバイザーによる活動内容へのアドバイス
助成金交付	助成金交付請求書の提出後、代表者の口座に助成金を振り込み	
秋の交流会（中間報告会）	秋の交流会（中間報告会）への参加【推奨】 日時：令和8年10月17日（土）10時00分から12時30分（予定） 会場：杉並区役所 9月までの活動状況等を「まちづくり助成活動実績シート」に記入し、事前提出が必要 前半の活動報告と、後半の活動に向けた抱負や課題など専門アドバイザーを交えた意見交換	秋の交流会（中間報告会）への参加【必須】
活動実績報告書の提出	提出期限：令和9年2月15日（月） 提出された活動報告書は、冊子にして活動報告会で配布後、区HP、区政資料室、図書館等で閲覧・保存する	
活動報告会	活動報告会への参加【推奨】 日時：令和9年3月6日（土）10時00分12時15分（予定） 会場：杉並区役所 1年間の活動成果の発表と、今後の活動に向けた抱負や課題について専門アドバイザーを交えた意見交換	活動報告会への参加【必須】

<p>審査基準及び 審査委員</p>	<p>以下の審査基準で審査します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域貢献性 … 地域的特性を活かし、地域に寄与する活動を行っている。 … 地域の人に理解や共感が得られる活動を行っている。 2 実現性 …… 実行可能かつ具体的な事業計画をたてている。 …… 事業に必要な活動メンバーが確保できている。 …… 地域の人々に向けたPR活動を行っている。 3 発展性 …… 助成を受けることで活動が発展する。 …… 将来的に発展、継続する可能性がある。 4 予算妥当性 … 資金計画に無理がなく、予算は妥当かつ明確である。 … 自己努力による活動資金確保に努めている。 5 公開性 …… 運営が公開され、透明性が確保されている。 …… 会員以外の者の参加の機会が保障されている。 6 活動内容 …… 良好な市街地形成を目指した活動である。 …… 区民等の自主的で主体的な活動である。 7 整合性 …… 上記の各項目について、整合性がとれている
<p>助成金の交付決定の取消し及び返還</p>	<p>次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、助成金の全部または一部を返還していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき 2 条例の目的に反する活動を行ったとき 3 助成対象活動を中止又は廃止したとき 4 交付した助成金に余剰が生じたとき
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1団体につき、1年度に1回、1応募とします。 2 1団体に対する助成は、びぎなコースは1回、すてつぷコースは2回が限度です。 3 同一人が複数の団体の構成員になっている場合は、いずれかひとつの団体で会員数として数えます。 4 政治、宗教、営利及び娯楽を目的とする活動は、助成の対象外とします。 5 最終的に個人の財産等に帰属するものは、原則として助成の対象外とします。 6 申請した活動内容等に変更が生じるときは、変更の申請と承認が必要です。 7 申請書（応募された団体すべて）及び提出された書類は、個人情報を除き、原則公開となります。 8 申請書等は返却しません。 9 杉並区暴力団排除条例に基づき、会員に暴力団関係者がいる場合は、助成金の申請をすることができません。 10 まちづくり助成は、杉並区名義の後援や活動内容・団体を承認するものではありません。

附則 この要領は、令和8年4月1日から適用する。

問合せ先
杉並区都市整備部管理課庶務係（区役所西棟5階）
TEL：3312-2111（代表） 内線：3503
E-mail：toshi-kanri@city.suginami.lg.jp